

(陳受4第7号)

「武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用」のパブリックコメントを凍結とし、市民説明及び意見交換の市民参加の機会を求めることに関する陳情

受理年月日 令和4年5月30日

陳情者 吉祥寺東町1-12-6  
吉祥寺東コミュニティ協議会  
代表 青木 一郎

#### 陳情の要旨

「武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用」については、令和4年4月「中間まとめ」に基づき、パブリックコメントを募集すると広報されました。

そもそも武蔵野市は、平成30年10月より実施された「市民ワークショップ」において、住民意見や要望を聴取したのみであって、令和2年3月武蔵野市が受理した「武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用検討委員会報告書」以降、地域住民には一切説明がありません。

にもかかわらず、「検討委員会報告書」を自明とした庁内検討委員会を設置し、サウンディング市場調査を施し、「中間まとめ」を取りまとめ、市議会行政報告に至りました。

加えて、「中間まとめ」の内容は、東町住民の求める意向を反映しているものとは言い難く、これまでの議論との乖離についての説明もありませんでした。

東町住民として、説明はもとより意見・要望の機会も与えていただけませんでしたことは、行政と共に地域課題に取り組んできた当協議会としては、誠に残念でなりません。

当該地は、地域の福祉活動に共感された平井院長の遺贈物件であることから、東町住民には特段の思いと責任があると認識しています。

以上のことから、まずは市民参加の協議の場を開いていただきたく、武蔵野市に対し以下要望をいたします。

#### 記

「武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用庁内検討委員会中間のまとめ」のパブリックコメントを凍結とし、まずは吉祥寺東コミュニティ協議会並びに東部福祉の会等、東町住民への説明会と意見交換の市民参加の機会を開催することを求めます。